

独立行政法人の自然災害等に関するリスクへの対応に関するアンケート調査(厚生労働省所管法人回答)

I 調査研究部会(3法人)

- 1 国立健康・栄養研究所
- 2 労働安全衛生総合研究所
- 3 医薬基盤研究所

II 高度専門医療研究部会(6法人)

- 1 国立がん研究センター
- 2 国立循環器病研究センター
- 3 国立精神・神経医療研究センター
- 4 国立国際医療研究センター
- 5 国立成育医療研究センター
- 6 国立長寿医療研究センター

III 国立病院部会(1法人)

国立病院機構

IV 医療・福祉部会(3法人)

- 1 医薬品医療機器総合機構
- 2 福祉医療機構
- 3 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

V 労働部会(4法人)

- 1 労働者健康福祉機構
- 2 勤労者退職金共済機構
- 3 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 4 労働政策研究・研修機構

VII 年金部会(2法人)

- 1 年金積立金管理運用
- 2 年金・健康保険福祉施設整理機構

別表1 規程類の整備

法人名：独立行政法人国立健康・栄養研究所

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、水害、台風、落雷、大規模テロ	厚生労働省戸山研究庁舎全体の消防計画(消防法第8条)	見直し予定なし	震災前から大規模地震災害等を想定した取組を行っている
2	法人の業務継続の困難化	地震、水害、台風、落雷、大規模テロ	今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震、水害、台風、落雷、大規模テロ(化学物質、放射性物質)	有害化学物質安全取扱規程等	見直し予定なし	震災前から大規模地震災害等を想定した取組を行っている

別表2 法人の自発的取組

法人名：独立行政法人国立健康・栄養研究所

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等による危険物の転倒の際の二次被害	危険物の容器の転倒防止のため、棚等を床や壁に金具で固定し職員の安全確保に努めた。	(左欄と同じ)
2	地震等災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧等の防災用品の備蓄を行っている。また、台風等の災害が予測される場合は、早期帰宅を促し、職員の安全確保に努めている。(特別休暇で対応)	(左欄と同じ)
3	停電発生に伴う実験設備の停止による研究業務への影響	突然の停電が発生した場合に、温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給設備の二系統化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。	
4	地震等による生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物等の逃避	実験動物、遺伝子組み換え生物等を耐震性能が最も高い研究棟に配置している。	

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人労働安全衛生総合研究所

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、台風	消防計画 (消防法第8条)	見直し予定なし	研究所の立地場所は津波及び水害のリスクは無い。
2	法人の業務継続の困難化	地震	今後、対応方針の明確化等の検討を行う予定		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・2次災害の発生	地震(化学物質等) 地震(実験動物)	関係法令の遵守、自主点検の徹底	見直し予定なし	

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人労働安全衛生総合研究所

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)。実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	容器の破損等防止対策は、倒れないように薬品庫や薬品箱に入れる他、実験台に置く時も薬品箱に置くように指導している。これらについては、安全衛生委員会による職場巡視、上司によるチェック等により管理を行っている。	(左欄と同じ)
2	地震等に伴う高圧ガス容器等の破損、爆発等の危険	全てのガス容器をスタンドに置き、鎖で固定している。	全てのガス容器と減圧弁に番号を付け、所在の確認方法を明確化した。
3	地震等による施設破損等による実験動物の脱走	実験動物は、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のあるものではないが、動物逃亡の予防を中心とした次の対策を取っている。①棚置き型の飼育ケージ、自動給水ケージは蓋がしっかり施されているかの点検。②飼育室の入口にネズミ返し(ガード)の設置	左欄のうち、①飼育棚が水平移動したが、棚上に置いた飼育ケージの落下などはなかった。さらに、予防のため、飼育棚にケージ落下防止棒(飛び出し防止バー)を取り付けた。②棚の底に付いている車輪にできる限り、ストッパーをかけないようにする(ストッパーをかけることは地震時には倒れやすい)。③棚の上部をワイヤで壁や天井に固定すること(今年度実施予定)等を見直した。

4	地震等大規模災害に伴う本部機能の損壊等による機能不全。通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難化	従前から本部機能は清瀬地区に有するとともに、登戸地区に於いても役員用等の部屋、機器等を設けてあり代替が一部可能である。対策方針等を明確化して取組の改善を図る。	
5	地震等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	地震によるサーバの機能不全を防止するため、業務上特に重要なサーバは耐震床の上に設置している。	今回の震災では、左記以外のサーバの一部が故障したことを受け、新たなタイプの機器への代替を実施した。
6	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生及び水道等のライフライン停止に備え、非常用食糧等の防災用品を備蓄している。	震災発生直後に備蓄状況を確認して入替等を行った。
7	停電発生に伴う実験設備の停止による研究業務への影響	研究業務への影響度が高いものについては、自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを備えている。	
8	パンデミックに伴う業務継続の困難化	新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表され、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インフルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止(特別休暇)を要請することになっている。	

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人医薬基盤研究所

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害 消防計画(消防法第36条)	見直し又は今後見直す予定	風水害への対策を今後追加予定	
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害 今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震、風水害(化学物質、有機溶剤、放射性物質) 有害化学物質安全取扱規程等	見直し予定なし		

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人医薬基盤研究所

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等災害発生による所内における窓ガラスの飛散、書類保存棚等の転倒による人的被害の発生	窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るとともに、書類保存棚等は床や壁に金具で固定した。	(左欄と同じ)
2	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	試薬保管棚等の転倒防止のため床や壁に金具で固定した。また、研究部門における日常的な試薬・実験機器の安全対策意識を向するため、年度当初の総合教育訓練において周知している。	
3	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)	混合することによって発火したり有毒ガスを発生させたりする薬品同士については、漏洩時にも混じり合うことがない位置に保管するよう周知している。	
4	停電発生に伴う実験設備の停止による研究業務への影響	突然の停電が発生した場合に、温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給設備の二系統化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。	
5	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行うこととした。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立がん研究センター

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害、テロ	防災管理規程	見し中又は今後見直す予定	今後、津波も含めた規程の見直しを行う予定。
2	法人の業務継続の困難化	地震、津波、風水害等	今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震(毒・劇物)	防火管理規程	見し中又は今後見直す予定	今後、津波も含めた規程の見直しを行う予定。

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人国立がん研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	津波に伴う人的・物的被害	センター内で津波警報が出た時点で、地下階の患者誘導班を設置し、今後、津波避難訓練を新たに実施する予定である。また、地下階から患者を搬送する担架などの準備を行った。	(左欄と同じ)
2	地震、津波等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	現在地下階にあるサーバの機能不全により実験データ等が失われ、業務継続に支障を来す場合に備え、今後、システム切り替えに伴い上層階に移動させるための計画を進めている。	(左欄と同じ)
3	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行うこととした。また、センター内運営者と協定を締結し、災害時・緊急時の食料・水の確保を図った。	病院職員・患者用の非常用食料の備蓄を従来の3日分から5日分に見直した。
4	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機能の低下	携帯電話用サイト及びメーリングリストを整備した。災害時等における診療体制の確保を図るため、医師等にPHSを常時携帯させ、院外連絡体制の整備を図った。	(左欄と同じ)
5	大規模災害全般について	大規模災害対応のマニュアルを見直し中である。	(左欄と同じ)

6	停電発生への対応	安定した電力確保を行うため、ガスによる常用発電機の増設により、安定供給の確保を図る。病院機能及び温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給の二重化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替わるシステムを導入予定。	(左欄と同じ)
7	患者情報のバックアップについて	電子カルテ更新により、患者情報(電子カルテ情報)のバックアップの外部委託化を予定。	(左欄と同じ)
8	地震に伴う医薬品容器・棚等の転倒・落下破損等による被害	医薬品容器・棚等の転倒、落下防止対策を実施。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名：独立行政法人 国立循環器病研究センター

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害、落雷	防火・防災管理規程（消防法第8条第1項及び第36条）	見し中又は今後見直す予定	ライフライン途絶に対する措置の充実
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害、落雷	今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震（化学物質、毒・劇物、有機溶剤、放射性物質）	安全衛生管理規程、放射線障害予防規程		

別表2 法人の自発的取組

法人名：独立行政法人 国立循環器病研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険（発火、有毒ガス発生）	有機溶剤や特定化学物質などを使用する部屋として、壁が厚く耐震性の高い部屋に共通薬品使用室を設置し、一元的に廃液保管を行うことでリスクが分散化するのを防いでいる。	
2	地震による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の流失	実験動物及び遺伝子組み換え生物の飼育施設をそれぞれ建物の最上階及び最上階と直近下階に設け、出入りについては使用者を特定したカードキーによるセキュリティシステムとしており、容易に外部に実験動物等が逃げ出せない仕組みとしている。	
3	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	労働安全衛生コンサルタントによる施設内のラウンド調査を実施し、地震等の際に転倒等の恐れがあると指摘された薬品棚やキャビネット等について、金具固定等の地震等対策整備を行った。その後は、毎月、安全衛生委員による安全パトロールにおいて必ず落下・転倒の危険性があるものをチェックし、必要の都度対策を講じている。	
4	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による施設内の部署間連絡困難	電話交換機が故障し、施設内のPHSが使用できなくなった場合に、無線機による連絡を可能としている。	
5	大規模災害全般について	災害対応のマニュアルを作成し、各部署に備えている。	

6	パンデミックに伴う業務継続の困難化	新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表され、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インフルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止(特別休暇)を要請することになっている。	
7	地震等災害発生時の非常用自家発電装置にかかる燃料確保困難	センターの運営機能を最低限維持するため、非常時に自家発電装置を稼働させる装置を設置している。この装置を稼働させるための燃料を3日間程度備蓄していたが、11日間程度の燃料を保管することとした。	左欄のうち、灯油が長期間供給停止した場合に備えた取組
8	地震等災害発生時の設備破壊による機能不全	地震等によりインフラが破壊された場合を想定し、センターの設備が賄える機能を調査し、予想される状況を職員へ周知を行った。また、センターが設置する設備の再点検を行い、老朽化した部品等の交換を行い、稼働の信頼性を高めた。	ライフラインが途絶した場合の対応を周知し日常的な管理意識向上を図り、関連設備の信頼度を高めた取組
9	停電発生に伴う診療業務及び研究業務への影響	突然の停電が発生した場合に、生命維持装置や温度管理が必要な実験設備などが停止しないよう、電力供給の二系統化や非常用自家発電装置に切り替えるシステムを導入している。また、その時の優先度により、選択的な電力供給を実施する。なお、電子カルテシステムについては非常用自家発電装置による電力供給ができないため、伝票による運用としている。	

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

想定するリスク			当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
		対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	災害一般	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター防災計画(消防法第8条第1項、第36条)			
2	法人の業務継続の困難化	災害一般	当該リスクへの対応方法等について検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震等(化学物質、毒劇物、有機溶剤)	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター安全衛生管理規定及び同センター神経研究所特殊化学物質取扱及び危害予防内規			

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	停電発生に伴う設備の停止によるセンター業務(診療・研究)及び患者様への影響	突然の停電が発生した場合に、病院機能及び温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給の二系統化(非常用発電機、ガスコージェネレーション設備)や自動的に非常用バックアップ電源に切り替わるシステムを導入している。	ガスのコージェネレーション設備の導入を行うとともに保安電源の増強を行った。
2	地震に伴う容器の転倒、破損等による有機溶媒、消毒用アルコール、化学品、毒劇物薬品等の漏出危険(発火、有毒ガス、揮発性ガス発生)	・漏出することによって、発火したり有毒ガスを発生させたりする薬品が薬品棚から落下・転倒しないようにする、必要最小限の備蓄をする対策を実施した。 ・混合することによって発火したり有毒ガスを発生させたりする薬品の破損による漏えいがないように、転倒防止柵及び薬品ビン保護カバーの装着を行っている。種別に危険物貯蔵庫の個別の部屋で保管を行っている。毒劇物はカギのかかる金属製保管庫に保管している。 ・沸点の低い有機溶剤の流出による発火や、ホルムアルデヒド有毒ガスを発生させたりする化学薬品が保管庫から飛びだして破損することがないよう、カギ付きの専用薬品庫で保管している。	再度、所有薬品を見直し液体の劇毒物を区別し別の薬品庫へ移動した。
3	地震等により法人の所有するサーバが機能不全となることによる業務継続の困難化	サーバの機能不全によるシステム停止やデータ欠損等の事象発生に備え、日次バックアップを取得している。主要なサーバの電源を保安電源に接続する。	停電時にサーバをより安定稼働させるため、サーバ室の空調機の電源を商用電源から保安電源に切り替えた。

4	地震等大規模災害発生後のインフラ機能不全による情報発信機能の低下	通信インフラには、国立情報学研究所(NII)が構築、運用している情報通信ネットワークである学術情報ネットワーク(SINET)を選択し接続している。	
5	風水害に伴う危険物の流出、実験動物の逸走等	飼育室毎に部屋を密閉する扉が設置されている他に廊下やエリアへの入退室口にも密閉扉が設置されており、動物の逸走防止のために複数のバリア構造になっている。	
6	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	研究部門における試薬管理等のマニュアルを作成し徹底に努めている。また、研究部門における試薬管理等の日常的な管理意識向上のため、研究室内及び入口に啓発用の貼り紙等を行っている。危険物等の在庫記録を保管し、管理を行っている。	(左欄と同じ)
7	地震、津波による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の流失	・実験動物および遺伝子組み換え生物を飼育している飼育ラックが転倒して飼育動物がケージから外へ出ないように、飼育ラックへ耐震金具を設置している。また、飼育室の出入り口には動物逸走防止のためにネズミ返しを設置しているが、設置状態の点検を入退室毎に実施することを作業マニュアルに明記し研究員、飼育員に徹底している。飼育室毎に部屋を密閉する扉が設置されている他に廊下やエリアへの入退室口にも密閉扉が設置されており、動物の逸走防止のために複数のバリア構造になっている。 ・遺伝子組換え生物を含むモデル動物については、全て耐震性が高い動物実験施設で飼育している。それ以外の大腸菌などの遺伝子組換え生物については、耐震性の高い建造物にある各研究室で保管リストを作成し、厳重に管理している。	左欄のうち、耐震金具を徹底する取組

別表1 規程類の整備

法人名: 国立国際医療研究センター

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害、大規模テロ等	防災規程(消防法第36条)に準ずる	その他	原子力事故の発生に伴う人的被害に関する対応マニュアルを見直した。
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害、パンデミック	今後具体的な検討を行う予定		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震、風水害(毒・劇物)	毒劇物取扱規程	見直し予定なし	

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人 国立国際医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	強震度地震による大型医療機器(CT/MRI/PET/SPECT/LINAC等々)の損傷に伴う放射線診断・治療業務の遂行不能	各装置毎に災害時の機器点検マニュアルを見直し、予想される損傷・故障への対応策の再検討、及び画像配信方法に付いても対応策を再検討した。	放射線画像に係わる大型医療機器(CT/MRI/PET/SPECT/LINAC等々)の機器点検マニュアルの見直し、改訂。メーカーへの連絡方法や装置使用の可否判断の明確化。
2	災害時、スタッフへの緊急連絡が携帯電話の不通等で連絡手段がなく連絡網が使用できなくなる。	スタッフ全員へ、災害用伝言ダイヤル利用の周知徹底をした。病院より住居が徒歩一時間以内の者は緊急時は速やかに登院する旨を提言。	緊急連絡網を徒歩一時間以内、以上の二通りに分け、通常連絡網と災害時連絡網の二種に分類した。
3	災害時の長時間停電による放射線診療業務の停止	長時間停電により、自家発電機能も使用できなくなった場合、オーダーリングシステム全てが停止、または、全ての装置が使用できなくなった場合、撮影から画像配信まで、すべてバッテリー使用にて放射線診療が可能なシステム導入の検討。	左欄と同じ
4	押し寄せる放射線被曝疑いの市民へのサーベイ対応	放射能汚染が発生した場合、多数の被曝に不安を持つ市民が殺到する事が予想され、昨年3/14～一週間程度の間、実際に福島地方より避難されてきた42名の住民のサーベイを放射線技師が行った。	被曝疑い患者への対応マニュアル、公的対応記載用紙、地域住民登録用紙等の準備。サーベイ手順、記録、汚染物処理、その他対応方法のマニュアル作成。
5	大事故災害発生時の対応について	「生存被害者の数、重傷度、種類または発生場所のため保健医療サービスによる特別な準備が必要とされる事象」を大事故災害と定義し、対応初動マニュアルを策定している。また、年一回の災害訓練を実施している。	左欄と同じ

6	地震に伴う建物の破損等の被害(建築設備の被害を含む)及びそれに伴う人的被害(ガラス破損による負傷等の直接的被害、または、家具(医療機器含む)の転倒や供給設備の破断などにより医療活動の継続が困難になったため入院患者の症状が悪化するなどの間接的被害)	新中央棟(全病床801床中781床を収容するほか、救急部門・外来部門・手術部門・放射線診断部門・検査部門等を配置)について、免震構造とすることで、大地震時の揺れを低減し、建物本体及び設備機器等の被害の軽減を図り、ひいては人的被害の生じる可能性の低減、医療活動の継続性の向上を図っている。	左欄と同じ
7	地震及びその他自然災害等が研究所で発生した場合の対応について	火災・震災発生時の対応マニュアルを作成し、病原体等/遺伝子組換え生物等などによる汚染の拡大等の防止などに取り組んでいる。	左欄と同じ
8	パンデミックに伴う業務継続の困難化	新型インフルエンザ等の流行に伴う、インフルエンザ等の潜伏期間とされている日数について、病院職員の出勤停止等を要請している。 新型インフルエンザ等の流行により、感染の恐れがある患者が来院した際に、医療従事者及び他の患者への感染を防止するため新型インフルエンザ対応マニュアルを作成し各部門へ配布した。	
9	原子力事故の発生に伴う人的被害	福島第一原発の事故を契機に、放射線障害予防規程に基づき策定している防災マニュアルに、被爆者の搬入を想定したサーベイマニュアルを追加した。	サーベイシートを見直した。
10	地震等による毒劇物容器の破損	劇毒物保管庫は容器がぶつかって破損しないようにプラスチック仕切りがあるが、更に紙の仕切りを追加して破損防止対策をした。また、混じって有毒ガスが発生するものは位置を離して保管した。	左欄と同じ
11	地震に伴う医薬品容器の落下破損等による被害	医薬品容器の転倒、落下防止のため棚に落下防止柵の設置	

12	停電発生に伴う薬剤部門システムの停止による業務への影響	重要な機器類を安全に稼働するために保安電源の利用	無停電電源装置の設置による部門システムの保護
13	停電発生に伴う診療業務の停止による患者サービスへの影響	放射線診療部門では、突然の停電が発生した場合でも直ぐに電源が落ちないように装置保護のための無停電装置の増設及び点検項目の見直しを行った。	極力患者さんへの負担・不安を減らせるようマニュアルの見直し
14	停電発生に伴う医療機器設備等の停止による診療業務への影響	突然の停電が発生した場合に、診療業務への影響を最小限に押さえられるよう、自家発電装置及び無停電電源設備の増設を図る。	自家発電装置及び無停電電源設備の新設工事を施工している。
15	インフルエンザ等の集団感染に伴う業務継続の困難化	インフルエンザ等の流行により、患者食を提供する部門の職員が出勤停止となった場合の対応についてフローチャートを作成した。	
16	地震、風水害等大規模災害発生に伴う事業所(建物・医療機器・備品等)の損壊等に伴う機能不全	教室、講堂等の雨漏りや、外壁の修繕、実習室、実験室等の医療機器について、今後早急に対応が見込まれるもののリストアップを行った。	左欄と同様
17	地震、風水害発生時における公共交通機能麻痺による職員・学生の帰宅困難化	帰宅困難な職員及び学生の電気、水道等のインフラ停止に備え、非常用の自家発電機の整備、水、食料の防災用品の備蓄を行った。	左欄と同様
18	地震等大規模災害発生時における学籍管理システムの機能不全に業務継続の困難化	サーバの機能不全により学生の学籍データ等が失われ業務継続に支障を来す場合に備え、システムのクラウド化等に管理する方式に変更する等の検討を行っている。	左欄と同様

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立成育医療研究センター

想定するリスク		対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
				有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害	防災規程(消防法第36条)に準ずる	見直し済み	原子力事故による被害者の受入を想定した応急対策を盛り込んだ。	
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害	成育医療研究センター災害対策マニュアルに従い対応	見直し済み	災害(地震)対応マニュアル第1版を作成し、職員に周知を図った。	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震(化学物質、毒・劇物)	病院薬剤部や研究所など、各部署ごとの対応となっている	見直し中又は今後見直す予定	現状を調査中。	

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人国立成育医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	D-MATの速やかな派遣が行えるかどうか	震災後、D-MAT隊2チームを災害対策拠点地へ派遣した。	左欄と同じ
2	D-MATの速やかな派遣が行えるかどうか	D-MATの整備及び充実。	D-MAT整備WGで準備をしている。
3	災害時の院内対策を統一して行えるかどうか	災害マニュアルWGを立ち上げ、半年間(計6回)にわたり検討し、マニュアルを完成させた。	左欄と同じ
4	災害時に、迅速かつ適切な対応が行えるかどうか	24年度は災害マニュアルWGを災害対策WGに切り替え、災害時のシミュレーションを行っている。今秋、各部署において定期的に災害対策訓練を予定。	左欄と同じ
5	災害時の医療活動の継続に関する困難	情報管理及び診療業務補助の対策としてコージェネ(非常用電源)を整備した。	コージェネ(非常用電源)の増設整備を行った。
6	災害時の医療活動の継続に関する困難	無停電電源装置の稼働時間を延長処理した。	左欄と同じ
7	災害時の院内物品の落下のリスク	病棟内における転倒防止対策としてキャビネット類の耐震固定を行った。	

8	トリアージを迅速に行えるかどうか	電子カルテの診療情報を明確化する為にトリアージ情報を区別できるようした。	左欄と同じ
9	患者情報のバックアップについて	webサーバとメールサーバーを外部委託予定。	左欄と同じ
10	震災等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	震災以前より記述用電子カルテ情報と参照用電子カルテ情報の保存をサーバーを2つに分けて行っている。	
11	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険	薬品同士が万一の漏洩時にも混じり合うことがない位置に保管されているか調査を行う予定。	左欄と同じ
12	大規模災害全般について	災害対策マニュアルを作成し、イントラネットで共有した。	左欄と同じ

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立長寿医療研究センター

想定するリスク			当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
対象とした自然災害等				有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害	防災規程(消防法第36条)	見直し済み	東海・南海・東南海地震の三連動地震発生を想定した災害応急対策を盛り込み震災後規程を見直した。また愛知県防災計画の変更に伴い規程を見直す予定である。	当センターは三河湾沿岸から15km近く離れており、標高が23.4mあるため津波の被害は想定していない。
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害等	防災規程(消防法第36条)			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失	地震、(化学物質、毒・劇物) 地震(有機溶剤) 地震、風水害(放射性物質)	化学物質等管理業務マニュアル(別表2の3)	見し中又は今後見直す予定		

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人国立長寿医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)	地震により容器が破損等で混合することにより発火や有毒ガスを発生する薬品の保管方法を検討。	
2	地震による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の紛失	実験動物を扱う実験室は一個所に集中しているため、新動物実験棟の新築に合わせ分散化を検討。	
3	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	研究部門における試薬管理等マニュアルを作成。	
4	3連動地震大規模災害に伴う事業所の損壊等による機能不全	東南海大規模地震(震度6強)を想定した場合の建物の被害と出火を想定した訓練を実施。地震発生時の被災状況の把握、入院患者の人命救助、初期消火について訓練を実施した。	東海・南海・東南海地の3連動震発生を想定した防災訓練を平成23年度に実施。震度6強の場合の建物の被害を想定し、情報収集と事業継続の判断決定をする訓練を平成23年10月に実施した。

5	停電発生に伴う病院業務及び実験設備の停止による研究業務への影響	停電に備え、温度管理が必要な実験設備には、自家発電装置による電源確保をしている。病院用の自家発電装置は5台設置しており、外来棟については、ボイラーの燃料タンクと連結することにより、最大3日の燃料を確保。	左記に加え、今年度新築するバイオバンク棟と新動物棟用に3日間以上の電源を供給出来る自家発電装置を設置することとした。
6	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難となる恐れのある職員に対する情報の提供、各職場長への帰宅困難者対策実施の指示等を防災規程に盛り込んでいる。	左記に加え、帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、病院業務遂行のため病院職員用の非常用食糧の備蓄等を検討することとした。
7	地震発生及び風水害による患者用備蓄品について	患者用災害備蓄食糧として、乾パン、パン缶、フルーツ缶、おかず缶(3種類)、アルファ米を5食分備蓄。	高齢者の被災状況から、患者用の主食については、乾パンからお粥等の高齢者に合わせたものに見直しを行った。患者用の飲料水の備蓄量を増やし、3日分を確保した。

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立病院機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
対象とした自然災害等			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等	消防法等の関係法令を遵守し、適切に対応している		
			個人情報保護管理要領(第24条)	見直し予定なし	個人情報が紛失しないよう、耐震、防火、防水等の措置を、情報システムに設けることを定めている。
2	法人の業務継続の困難化	地震等	防災業務計画(災害対策基本法第2条に基づき策定)に本部機能の維持について規定	見直し中又は今後見直す予定	災害対策本部の設置基準、本部使用不能の場合の災害対策本部設置病院について新たに規定する予定
			大規模災害発生時の対応に係る本部内の体制について取り決めに策定	見直し済み	大規模災害発生時の本部の体制について見直し
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の関係法令を遵守し、適切に管理している		
4	武力攻撃事象等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年六月十三日法律第七十九号)第6条に定める指定公共機関としての取組み	武力攻撃	独立行政法人国立病院機構国民保護業務計画	見直し予定なし	
	災害対策基本法第2条に基づく指定公共機関としての取組	地震等	防災業務計画	見直し中又は今後見直す予定	拠点病院の見直し、初動医療班の編成等、災害対応能力の充実

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人国立病院機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	大規模災害発生時の対応	・本部主催の研修として従来の「災害医療従事者研修」に加え「初動医療班研修」の開催に向けた準備	・災害時の医療救護活動として、被災地に派遣する初動医療班の研修を実施し、災害対応能力の充実を図るため、研修内容を検討
2	各病院との通信手段の確保 (東日本大震災で電話通信が制限され、病院との連絡が困難となった)	・災害時優先電話等の設置	・災害時優先電話を全施設に設置 ・情報集約や医療班の活動を円滑にする必要性から本部、災害拠点病院及びDMATを有する病院中心に衛星携帯電話を設置 ・防災訓練時に本部・ブロック間で、衛星携帯電話を用いた通信訓練を実施
3	災害備蓄品の確保	・食料品、備品等の備蓄 ・災害時に着用する法人名称入りのジャンパーの保有	・500食分の食料品等を購入し、30人規模の医療班の一週間分の食料品を常時備蓄 ・毛布、寝袋の備蓄 ・作業用ズボン、靴の備蓄など
4	災害時における職員の安否確認方法について	・災害時に電話等が通信制限された場合における職員の安否確認方法の導入	・携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」とHOSPnet(独立行政法人国立病院機構総合情報ネットワークシステム)を連携

※なお、東日本大震災においては、発災直後より、DMATによる災害急性期の医療活動を展開するとともに、切れ目のない医療支援活動のため医療班を継続的に派遣し、被災地における診療を行う等、本部及び各ブロック事務所と病院が連携して延べ約1万人日の職員を被災地、被災地域外の避難所等に派遣した。

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人医薬品医療機器総合機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震	災害時対応マニュアル(別表2の1、2)	見し中又は今後見直す予定	震災を踏まえた災害時の連絡体制や帰宅計画の見直し等
2	法人の業務継続の困難化	新型インフルエンザ	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の新型インフルエンザ発生時における業務継続計画(新型インフルエンザ対策行動計画)	見直し予定なし	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人医薬品医療機器総合機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布等の防災用品の備蓄。	帰宅困難者対策を強化し、全従業員の3日分の食糧を備蓄することとした。
2	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のための、緊急連絡網の構築。	電話による連絡方法から、メールやサポートサービスを利用した方法に見直し。

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人福祉医療機構

想定するリスク			当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
対象とした自然災害等				有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	・地震、暴風雨、高潮、洪水、大雨 ・大規模テロ、パンデミック(新型インフルエンザ)	・本部災害防止細則 ・リスク・危機管理基本方針 ・リスク対応計画 ・事業継続計画 ・消防計画	見直し済み	・事業継続計画に基づく職員の行動マニュアルの見直し	
2	法人の業務継続の困難化	地震、パンデミック(新型インフルエンザ)	・事業継続計画	見直し済み	下記事項の見直しを実施 ・災害想定 ・被災時における職員の行動マニュアルをリニューアル ・避難場所の見直し ・データのバックアップ方法等の検討	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし				

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人福祉医療機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機とした見直し等の内容
1	震災による人的・物的被害	・消防計画及び事業継続計画等に基づく避難訓練を実施している。 ・職員の安全確保及び被災時の非常用出口への安全確保の観点から、事務所内にある書棚等の転倒防止措置を講じている。	・被災時における安全確保の観点から職員にヘルメットを配布した。 ・事業継続計画の被災時における職員の行動のマニュアルを見直した。
2	地震、津波、原子力事故等の大規模災害に伴う事業所の損壊等による機能不全	・事務所が機能不全となった場合は事業継続計画に定められたとおり、緊急時対策チームによる施設・設備の破損調査や重要書類の持ち出し等を実施するとともに、業務への影響度分析結果を踏まえた優先継続業務を参集要員が実施する。	・事業継続計画の被害想定を見直した ・大阪支店において被災した場合を想定し、事業継続計画に追加した。
3	地震、津波等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	・業務を安定的に運営する観点から、サーバの転倒防止措置及びデータのバックアップを実施している。	・震災に強い外部データセンターの活用を検討している。
4	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	・緊急時における連絡体制として連絡網を整備するとともに、連絡を取る手段等における伝言ダイヤルの活用を周知している。	・被災時にメールが配信される外部業者が運営する安否確認システムの導入を検討している。
5	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機能の低下	・衛星電話の導入を検討している。	(左欄と同じ)

6	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う支部・支所との連絡困難	・衛星電話の導入を検討している。	(左欄と同じ)
7	大規模災害全般について	・本部災害防止細則及び消防計画を策定し、被災時の影響を最小限にするように努めている。 ・また、災害発生後については、リスク・危機管理基本方針に基づき策定した事業継続計画に基づき行動することとしている。	(左欄と同じ)
8	パンデミックに伴う業務継続の困難化	・事業継続計画に新型インフルエンザが発生した場合の行動を示している。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名： 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	災害一般	防災管理規則(消防法第36条)	見直し予定なし	
2	法人の業務継続の困難化	該当なし			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	東日本大震災による福島第1原子力発電所事故により、10km圏内に所在する避難施設の社会福祉法人友愛会を受入	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)は、東日本大震災による被災障害者等の受入を厚生労働省に申し出ていたところ、福島第1原子力発電所から10km圏内に所在するため避難していた、社会福祉法人友愛会(知的障害者入所更生施設「光洋愛成園」等を運営)が、法人全体で避難できる避難場所への移動を要望していたことから、厚生労働省において福島県及び群馬県と調整した結果、平成23年4月15日に、のぞみの園に同法人全体の利用者及び職員等を受け入れた。(平成24年7月27日現在:利用者70名、職員34名を受入) その後、現在に至るまで、約1年4か月間の長きに亘り同法人を受け入れ、支援を行っているところである。	
2	東日本大震災による福島第1原子力発電所事故により、福島県内外の他施設等へ避難していた障害者施設へ職員を派遣し支援	のぞみの園は、東日本大震災による被災障害者施設への職員派遣を厚生労働省に申し出ていたところ、福島第1原子力発電所事故により、福島県田村町や千葉県鴨川市に避難していた社会福祉法人福島県福祉事業協会(知的障害者・知的障害児施設等を運営)からの要望に基づき、それぞれ職員を派遣(平成23年3月24日～11月22日:16組32名)し、利用者の支援を行った。	

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人労働者健康福祉機構

	想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
		対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮及び津波等	防災マニュアル(消防法第36条)	見直し又は今後見直す予定	震災以前より、各施設において策定しており、定期的に点検し、補強措置を講ずるなど、随時マニュアルの見直しを行っており、今後も引き続き必要に応じて見直しを行って行くこととしている。	
2	法人の業務継続の困難化	地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮及び津波等	労災病院災害対策要領(別表2の1～5)	見直し済み	・平時の備えの明確化 ・通信手段等の進化、進歩に伴う整理 ・全国的支援等における本部の役割強化 ・災害対策本部の機能強化 ・津波対応マニュアルの追加	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	・地震、津波(毒薬・劇薬、毒物・劇物) ・地震、津波(放射性物質) ・津波(感染性廃棄物)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の関係法令を遵守し、適切に管理しているところであるが、情報収集することとしたい。			

別表2. 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人労働者健康福祉機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	自然災害等発生により病院機能に及ぼす被害	各労災病院において、自院が自然災害等により被災した場合における災害対策マニュアルや津波マニュアル等を策定し、病院機能の維持を図る。	左欄のうち、津波マニュアルを追加。
2	自然災害等発生に伴う通信インフラの回線制限による各労災病院との連絡困難	本部及び各病院において、災害時優先電話を設置している。災害発生時における通信用機材として、携帯電話、衛星電話、トランシーバー、トランシーバー用充電器、公衆電話用小銭、移動通信機能付きノートパソコン、移動通信機能付きプリンタ等を設置。	左欄のうち、震災時の対応等を踏まえて、衛星電話、トランシーバー、トランシーバー用充電器、移動通信機能付きノートパソコン、移動通信機能付きプリンタを追加。
3	自然災害等発生に伴う公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難	帰宅困難職員の発生に備え、非常用食糧の備蓄を行うこととした。	(左欄と同じ)

4	自然災害等発生に伴うライフライン機能不全による病院機能の低下	電気、ガス、水道等のライフライン停止に備え、携帯ラジオ、乾電池、懐中電灯の備品を準備するとともに、非常用食糧の備蓄を行うこととした。	左欄のうち、非常用食糧の備蓄を追加。
5	被災による負傷者受入等に伴う被災労災病院における人的不足、医薬品・食糧品等の物的不足	全国を小ブロックに分け、被災労災病院が所在する小ブロック内の労災病院が、被災労災病院に対して必要な人的・物的支援を行うこととしており、ブロック内の支援では十分な対応ができない場合は、機構本部から全国の労災病院に対して必要な指示をする。 機構本部からの支援に当たっては、被災地等の情報を的確に分析し情報を発信するとともに、医薬品供給支援に当たっては、全国規模のネットワークを有する業者と連携体制の構築に努める。	左欄のうち、機構本部からの支援に当たっては、被災地等の情報を的確に分析し情報を発信するとともに、医薬品供給支援に当たっては、全国規模のネットワークを有する業者と連携体制の構築に努めることを追加。
6	地震に伴う医薬品容器・棚等の転倒・落下破損等による被害	医薬品容器・棚等の転倒、落下防止対策を実施。 (医薬品容器の転倒・落下防止として、保管棚が転倒しても引き出しが閉かない仕様のもを使用したり、棚の医薬品を取り出す側にワイヤー等を張ったりしている。また、重量のある医薬品については棚の下段に保管している。 医薬品の棚は、天井や壁に固定したり、棚同士を器材で連結したりして、転倒を防止している。)	
7	停電発生に伴う医療機器設備等の停止による診療業務への影響	突然の停電が発生した場合に、診療業務への影響を最小限に押さえられるよう、各病院等において非常用自家発電設備を設置しているほか、CVC回路(バッテリーによる無停電コンセント回路)を部分的に設置し、人工呼吸器等生命維持のための装置に影響が出ないよう対策を講じている。	震災後直ちに非常用自家発電設備の総点検を行うとともに、起動用バッテリーを更新するなど設備の緊急稼働に備えた。

8	停電発生に伴うサーバ停止による業務への影響	突然の停電が発生した場合に、業務への影響を最小限に抑えられるよう、各施設において自動的に非常用電源や無停電電源装置に切り替えるシステムを導入している。	
9	自然災害等発生によるwebサーバとメールサーバに及ぼす被害	Webサーバとメールサーバを外部委託して、震度6強の耐震構造を有し浸水・急傾斜・崩落・津波・高潮・液状化発生の危険区域外の立地であることなど、自然災害による影響を最小限に抑えるための条件を仕様に明確に記載し、それを満たすデータセンターのホスティングサービスを利用することとした。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人勤労者退職金共済機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等の自然災害	消防計画(消防法第8条)	見直し予定なし	
2	法人の業務継続の困難化	地震等の自然災害	当該リスクへの対応方につき検討中		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人勤労者退職金共済機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震発生による人的被害	自社ビルである本部事務所の耐震診断の結果、大規模地震等への対応及び合理性を考慮し、制振又は免震構造のビルに移転することを決定し、公募により24年5月に移転した。	(左欄と同じ)
2	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の人的被害及び帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、防災用ヘルメットを職員に配付した。	左欄のうち、防災用ヘルメットを職員に配付した。
3	地震等による法人の所有する業務用データの損失による業務継続の困難化	関東圏での局所的な地震等の自然災害による長期的なライフライン供給の停止やシステム機能停止等に備え、必要なデータを西日本に転送・保管することを検討中。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、津波、風水害	見直し済み	庁内管理規程に防火・防災管理者の選任等、消防法第8条及び第36条に基づく防火・防災管理体制の整備について、規定を盛り込んだ。	
		地震、津波、風水害	見直し予定なし		
2	法人の業務継続の困難化	地震、津波、風水害等	今後、規程等の整備に向けた検討を行う予定		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布等の防災用品の備蓄について見直すこととした。 また、消防計画に基づく帰宅困難者対策について、取扱いを整備する予定としている。	(左欄と同じ)
2	自然災害全般について	外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、改めて緊急連絡網の整備を行った。	(左欄と同じ)
3	自然災害全般について	職業能力開発施設等においては、災害時における利用者及び職員の安全確保、連絡体制等について措置がとれているのか、現状を把握するため、防災の取組状況に係る点検表を作成し、各施設において緊急点検を行った。	(左欄と同じ)
4	自然災害全般について	災害発生時に職員が迅速かつ的確に対応するための行動指針や役割分担をあらかじめ定めた「施設防災マニュアル(標準版)」を本部において作成し、これに基づき利用者が多い職業能力開発施設等において、地域の状況を踏まえた施設防災マニュアルを作成するよう指示した。また、作成したマニュアルを活用し、より一層効果的な避難訓練を実施することを併せて指示した。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人労働政策研究・研修機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等	消防計画(消防法第8条)等	見直し中又は今後見直す予定	東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。
2	法人の業務継続の困難化	地震等	消防計画(消防法第8条)等	見直し中又は今後見直す予定	東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震等(PCB廃棄物)	消防計画(消防法第8条)等	見直し中又は今後見直す予定	東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人労働政策研究・研修機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	大規模災害全般について	既定の「消防計画」及び「緊急行動指針」について、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。	(左欄と同じ)
2	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	電話連絡を基本としつつ、不通の場合の備えとして、メールやインターネット、専門業者によるサービスの導入等について検討中。	(左欄と同じ)
3	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員等の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を見直すとともに、一般の帰宅難民への支援のあり方についても今後検討を行う予定。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震	—		当機構は小規模な組織(常勤役職員25名)であることから、災害等の際は、理事長等の陣頭指揮により、機動的に対応することとしている。
2	法人の業務継続の困難化	地震	—		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			業務において危険物等は使用・保管していない。

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等による重要文書の毀損・散逸	重要文書については、地震等による毀損・散逸が生じないよう、専門の外部倉庫へ保管を委託している。	

別表1 規程類の整備

法人名: 年金積立金管理運用独立行政法人

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等	消防計画 (消防法第36条)	見直し予定なし	
2	法人の業務継続の困難化	地震等	業務継続計画 (別表2の1～6)	震災後新規作成	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名: 年金積立金管理運用独立行政法人

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震発生時における業務継続の困難化	地震発生に備え、最小限の業務継続のための「業務継続計画」を策定し、役職員への周知を図った。	(左欄と同じ)
2	地震による法人の所有するサーバーの機能不全による業務継続困難化	従来より、年金積立金データ管理システムについては、バックアップ機能を有していたが、法人LANシステムについては、それを手当していなかったことから、バックアップデータセンターを構築することとした。	(左欄と同じ)
3	地震発生時における公共交通機能麻痺による役職員の帰宅困難化	帰宅困難役職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食料、水、簡易トイレの備蓄を従来から実施。	(左欄と同じ)
4	地震発生時の通信インフラ機能不全による役職員の安否確認困難	携帯メールを活用した「安否確認サービス」を導入することとした。	(左欄と同じ)
5	地震発生後の通信インフラ機能不全による連絡困難	停電時直通外線電話を確保するとともに、衛星携帯電話の配備に向けた準備を行うこととした。	(左欄と同じ)
6	地震時における負傷者発生	執務室の什器、OA機器等の転倒防止策を実施した。	(左欄と同じ)

《アンケート・記入要領》

【用語の定義】 本アンケートにおいて用いる用語を、以下のとおり定義します。

自然災害等の外部要因 とは

地震、津波、水害、台風、雪害、落雷等の自然災害、原子力事故、テロ、パンデミック等

※ 広域的あるいは大規模に発生する外的な物理的現象・事故・事件を対象とするもので、経済社会的なものは含まない。

法人に係る人命・財産・業務上のリスク とは

- i) 法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害
- ii) 法人の業務継続の困難化
- iii) 業務上の必要性から使用・保管する危険物等（化学物質、有機溶剤、毒・劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等）の紛失・流失等（※）

※ 法人自身の取扱いに起因するものではなく、自然災害等による外的要因に起因する紛失・流失等

のリスク

【アンケート1（別表1）】＜規程類の整備＞

問1-1 貴法人では、**自然災害等の外部要因**に起因する**法人に係る人命・財産・業務上のリスク**（別表1の1～3）のうち、どのようなリスクを想定していますか。

- ① 別表1の1～3に、想定しているリスクがある（別表1の1～3に各一つずつ）
⇒ 想定している各リスクについて、「対象とした自然災害等」の欄に、リスク発生の外部要因となる自然災害等（**補足1参照**）を記入し、**問1-2**にお進みください。
- ② 別表1の1～3に、想定しているリスクは無い
⇒ **問2**にお進みください。
- ③ その他
⇒ 適宜様式にて、具体的にご回答願います。

※ 「備考」欄には、回答内容に関して付言すべき事項がある場合に記入してください。

問1-2 貴法人では、**問1-1**で回答した各リスクについて、何らかの対応をしていますか。「当該リスクへの対応（規程類の整備状況）」欄に、下記①、②に従い、必要事項を記入してください。

- ① 既に対応済みである
⇒ 対応済みであるリスクそれぞれについて、その対応内容を盛り込んだ規程類（複数ある場合は、代表的なもの一つ）の名称（**補足2参照**）を記載し、**問1-3**にお進みください。
- ② ①以外の場合
⇒ 対応済みでないリスクそれぞれについて、「現在具体的な検討を行っている」、「今後具体的な検討を行う予定」、「当該リスクへの対応方につき検討中」、「今後も対応予定なし」など、当該リスクへの対応に関する現状を簡潔に記入してください。

問1-3 前述の**問1-2**の①で記入した規程類について、東日本大震災から得た教訓に基づいた見直し等を行っていますか。「東日本大震災を契機とした見直し等」の「有無」に、エクセルのドロップダウンリスト（見直し済み、震災後新規作成、見直し中又は今後見直す予定、見直し予定なし、その他）から該当する項目を選択し、「内容」欄に、その具体的な見直し内容を記入してください（**補足3参照**）。

問2 <**問1-1**～**問1-3**の回答を終えたら、回答してください>

貴法人において、法人に係る人命・財産・業務上のリスクではないが、自然災害等の外部要因に起因するリスクへの備えとして広域的な災害対策の一翼を担う機関としての取組（災害対策基本法に基づく指定公共機関としての取組等）を行っている場合、下記の例に従い、区分4の各欄に必要事項を記入願います。

「想定するリスク」：〇〇〇〇法第△条に基づく指定公共機関としての取組 等

「対象とした自然災害等」：対象としている自然災害等の種類（**補足1参照**）

「当該リスクへの対応（規程類の整備状況）」：規程類の名称のみ（「防災業務計画」等）

「東日本大震災の発生を契機とした見直し」：**問1-3**に同じ

【アンケート2（別表2）】<法人の自発的取組>

問1 貴法人において、自然災害等の外部要因に起因する、法人に係る人命・財産・業務上のリスクとして、具体的に想定しているリスクに対する備えの取組（注1）のうち、法人の役職員の発意に基づく自発的取組（注2）を行っていますか（今後実施予定を含む。）。

① 自発的取組を行っている。

⇒ 「対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク」欄に、具体的に想定されるリスクを記入し、各リスクへの対応として行っている（今後実施予定を含む）法人の自発的取組の内容を具体的に記入願います。

また、記入した各取組内容について、東日本大震災を契機とした見直し等が行われている場合には、その見直し内容を「東日本大震災を契機にした見直し等の内容」欄に、簡潔に記入願います（**補足4参照**）。

② 自発的取組を行っていない。

⇒ これで、アンケートは終了です。

③ その他

⇒ 上記の回答によりがたい場合等は、適宜の様式にて回答願います。

（注1） 防災に関する規程類の整備、組織の整備、訓練、物資・資材の蓄積・整備・点検、施設・設備の整備・点検等の災害予防や災害応急対策など

（注2） 範囲は、次のとおり。

a) 法令や国等からの具体的な指示・要請に基づくものではなく、法人の役職員の発意に基づく法人の自発的取組として行っている取組

b) 法令や国等からの具体的な指示・要請に基づくものではあるが、法人の役職員の発意に基づき、そこで求められている以上の措置（例えば基準の上乗せ、事項の付加など）を法人独自に講じている取組

【アンケート補足説明】

補足1（「対象とした自然災害等」欄の記入方法）

- ・ 「対象とした自然災害等」欄には、想定するリスクの発生要因となった災害等について、例えば「地震、津波、水害、台風、雪害、落雷等の自然災害」、「原子力事故」、「武力攻撃」等と記入してください。
- ・ 3に該当するリスクについては、例えば「地震（毒劇物）」、「地震、津波、風水害等（病原体、実験動物）」、「武力攻撃（放射性物質）」等と、対象とする外的要因と危険物等を（ ）書きで記載してください。
- ・ 1～4を通じて、対象となる災害を特に限定していない場合は「災害一般」と記入してください。

補足2（「当該リスクへの対応（規程類の整備状況）」欄の記入方法）

- ・ 法令に基づき作成しているもの
⇒ 規程類の名称のほか、その根拠法令を（ ）内に記入。
例：「防災業務実施規程（〇〇〇〇法第〇条）」等
- ・ 国等の指導・要請に基づき作成しているもの
⇒ 規程類の名称のほか、何に基づくものか（ ）内に記入。
例：「〇〇〇〇計画（△△省からの指導）」等
- ・ 法人の自発的取組によるもの
⇒ 法人の自発的取組について整理した別表2の取組のうち、関係するものの番号を（ ）内に記入。
例：「〇〇〇〇マニュアル（別表2の3，5，6）」等

補足3（「内容」欄の記入方法）

- ・ 「その他」の選択肢を選んだ場合、「内容」欄に具体的な状況について簡潔に記入願います。
- ・ 「震災後新規作成」の選択肢は、東日本大震災の発生後に、本規程類自体を新たに作成した場合を指します。この場合、「内容」欄には、新たに作成した当該規程類の内容自体を簡潔に記入してください。

補足4（「東日本大震災を契機とした見直し等の内容」欄の記入方法）

- ・ 「法人の自発的取組内容」欄に記入された取組自体（当該取組の全体）が、東日本大震災の発生を受けて実施したものである場合は、「左欄と同じ」と記入してください。
- ・ 「法人の自発的取組内容」欄に記入された取組が、震災と直接関係のない外的要因への対応である場合や、震災前から実施している取組で、震災後に特段の見直し等を行わなかったものについては、記入の必要はありません。

【参考】別表1に記入する規程類として考えられるものの例

- 1 自然災害等の外部要因に起因する、法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害の発生リスクを想定して、これら損失・被害の未然防止、被害の拡大防止、災害

応急措置等に係る取組が規定されているもの（例えば、「防災業務実施規程」等）。

- 2 自然災害等の外部要因に起因する、法人の業務継続の困難化のリスクを想定して、非常時優先業務を継続再開・開始するための取組が規定されているもの（例えば、「業務継続計画」等）。
- 3 「外部要因に起因する危険物等の事故・事件対応」自然災害等の外部要因に起因する、業務上の必要性から使用・保管する危険物等（化学物質、有機溶剤、毒・劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等）の紛失・流失等のリスクを想定して、これら紛失・流失等の事故・事件への対応が規定されているもの（例えば、施設管理規程、安全衛生管理規程、放射線予防規程等）。

—以上—